広島市報

号外第１０号
平成２４年９月２０日
発　行　所
広島市役所
（企画総務局法務課）
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目　次

告　示
○土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定……１

告　示

広島市告示第４４１号

平成２４年９月２０日

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第６条第１項の規定により，土地が特定有害物質によって汚染されており，当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去，当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定します。

なお，土壌汚染対策法第１５条第１項に規定する要措置区域の台帳は，広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長　松　井　一　實

１　指定する要措置区域
　広島市安佐北区可部南五丁目１６３６番１の一部
２　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項の基準に適合しない特定有害物質の種類
　鉛及びその化合物，ふっ素及びその化合物
３　指定する要措置区域において講ずべき指示措置
　地下水の水質の測定